



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.
okamoto-pat.jp/

2022 MARCH / 251号

★ 周知商標に基づく異議申立て ★

1. 最近、周知商標に基づく異議申立てについて立て続けにご相談を受けることがありました。それに関連して、過去の類例を見ていると、日本の審査官・審判官は周知商標に対して厳しすぎるのではないかという気がしています。

2. 商標審査基準

特許庁の商標審査基準（改訂15版）によると次のような事例を挙げて、相互に類似するといっており（88頁）、一方が周知商標であるときには類似の範囲を広くみているように見えます。

- * 指定商品「化粧品」について、「ラブロレアル」と「L'OREAL」「ロレアル」
- * 指定商品「かばん類」について、「PAOLOGUCCI」と「GUCCI」
- * 指定役務「航空機による輸送」について、「JALFLOWER」と「JAL」

3. 異議 2020-900352

しかし、例えば最近あった異議事件（異議 2020-900352）によると、次の商標は出所の混同を生じさせないという理由で異議申立人が負けています。

<p>登録第 6305075 号 指定商品：第 25 類 「下着、外衣、パジャマ、子供服、水泳着、レインコート、ほか」 商標：DIORLV 登録商標権者：李嘉松</p>	<p>周知商標（全 12 件の引用商標） 指定商品：第 25 類を含む多数の類 (1) (2) (3) 商標：  異議申立人：クリスチャン ディオール クチュール</p>
--	---

4. 異議申立て理由

本件登録は、商標法第 4 条第 1 項第 8 号、同項第 11 号、同項第 15 号及び同項第 19 号に該当するものであるから、同法第 43 条の 2 第 1 号により、その登録は取り消されるべきである。……

申立人は、フランスの著名なファッションデザイナーである「Christian Dior（クリスチャン ディオール）」を創始者とするフランス国法人であり、… そのグループの幅広い販売網と宣伝により、日本を含めた世界各国において広く知られる極めて知名度の高いブランド力を維持し続けている。……

申立人の取り扱いに係る商品は、婦人服、紳士服、シューズ、ベルト、ジュエリー、眼鏡、腕時計、万年筆、ライターなど、服飾関係を主として幅広い分野に及び、これら申立人による商品は、申立人の長年の継続的な努力によって、いずれも洗練された高品質であり、世界の超一流品として極めて高い信用が形成されているものである。

このことは、申立人の売上高をみれば明らかである。すなわち、2017 年度の世界全体での売上高は 20 億ユーロ（約 2,380 億円）となっており、この額は、同じ年に LVMH の傘下となったが、そのファッション部門において、Louis Vuitton（ルイ・ヴィトン）に次ぐ売上高となっている。……

（裏面へ続く）

(前面より)

以上のことから、本件商標の登録出願時には、既に「Christian Dior」の著名な略称であり、登録商標でもある「D I O R」の文字は、申立人が自らのブランドとして「婦人服、紳上服、シューズ、ベルト、ジュエリー、眼鏡、腕時計、万年筆、ライター」等のファッションに関係する商品に使用する商標として、極めて広く知られるに至っていた商標であり、現在もその周知性は維持されているというべきである。...

本件商標は「D I O R L V」の欧文字を標準文字で書した態様からなるが、その構成中、「L V」部分は、我が国においては、申立人が所属するLVMHグループのLouis Vuittonの略称として知られているが、特にそれ以外特定の意味を持つ単語として親しまれているものではなく、むしろ、本件商標は「D I O R」と「L V」の結合からなる商標として理解されるものである。

したがって、本件商標は、著名な「D I O R」の文字がそっくりそのまま含まれていることから、たとえ「D I O R」と「L V」の間にスペースがなくとも、上述したとおり「D I O R」部分が、申立人が創業以来、70年以上にわたって、高い広告費をかけて、日本のみならず世界各国で使用し続けた結果、申立人の業務に係る婦人服、紳士服、シューズ、ベルト、ジュエリー、眼鏡、腕時計、万年筆、ライター等の商品を標示するものとして、本件商標の登録出願時には、高い周知・著名性を獲得するに至っている事実を鑑みれば、その構成中「D I O R」部分が、取引者・需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える要部となるというべきである。

5. 審決理由

本件商標は、「D I O R L V」の欧文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同書同大等間隔でまとまりよく一体に表されているものである。

そして、当該文字は、辞書等に載録されている語ではなく、また、特定の意味合いを有するものとして認識されているというような事情も見いだせないものであるから、一種の造語として認識されるものである。

また、通常、造語からなる商標については、我が国において広く親しまれている英語読み風又はローマ字読み風に称呼されることが一般的であるから、本件商標は、その構成文字に相応して「ディオールブ」の称呼を生ずるとするのが相当であり、当該称呼は、冗長ではなく、よどみなく一連に称呼し得るものである。

そうすると、本件商標は、その構成全体をもって「ディオールブ」とのみ称呼される一体不可分の造語を表した商標と認識されるとみるべきであって、本件商標のかかる構成において、その構成中の「D I O R」の文字部分のみを分離、抽出して観察しなければならない格別の理由は存しない。

してみれば、「D I O R」が申立人の著名な略称であるとしても、本件商標は、その構成中の「D I O R」の文字部分のみが独立して看者に印象づけられるものではないから、その構成中に、他人の著名な略称を含む商標ということとはできない。

以上のとおり、本件商標は、商標法第4条第1項第8号、同項第11号、同項第15号及び同項第19号のいずれにも該当するものではなく、その登録は、同法第4条第1項の規定に違反してされたものとはいえないから、同法第43条の3第4項の規定により、その登録を維持すべきである。